

伊奈町緑の基本計画

目 次

序章 緑の基本計画の改定にあたって	1
1. 緑の基本計画の概要	1
2. 緑に対する社会的・時代的要請	3
第1章 緑の将来像と目標	5
1. 1 都市の現況	5
1. 2 基本理念	6
1. 3 緑の将来像	6
1. 4 基本方針	7
1. 5 施策の体系	9
第2章 緑地の保全及び緑化の目標	11
2. 1 計画フレーム	11
2. 2 計画の目標水準	12
第3章 施策の内容	13
3. 1 伊奈町らしい緑をまもる	13
3. 2 伊奈町らしい緑をいかす	13
3. 3 伊奈町らしい緑をつくる	14
3. 4 伊奈町らしい緑でつなぐ	15
第4章 計画の推進に向けて	17
4. 1 計画推進に向けての役割分担	17
4. 2 計画の進行管理のしくみと見直し	18
参考資料	19

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 緑の基本計画の概要

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。本計画では、緑の現状や緑に関するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示すとともに、都市公園の整備や緑地の保全、緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

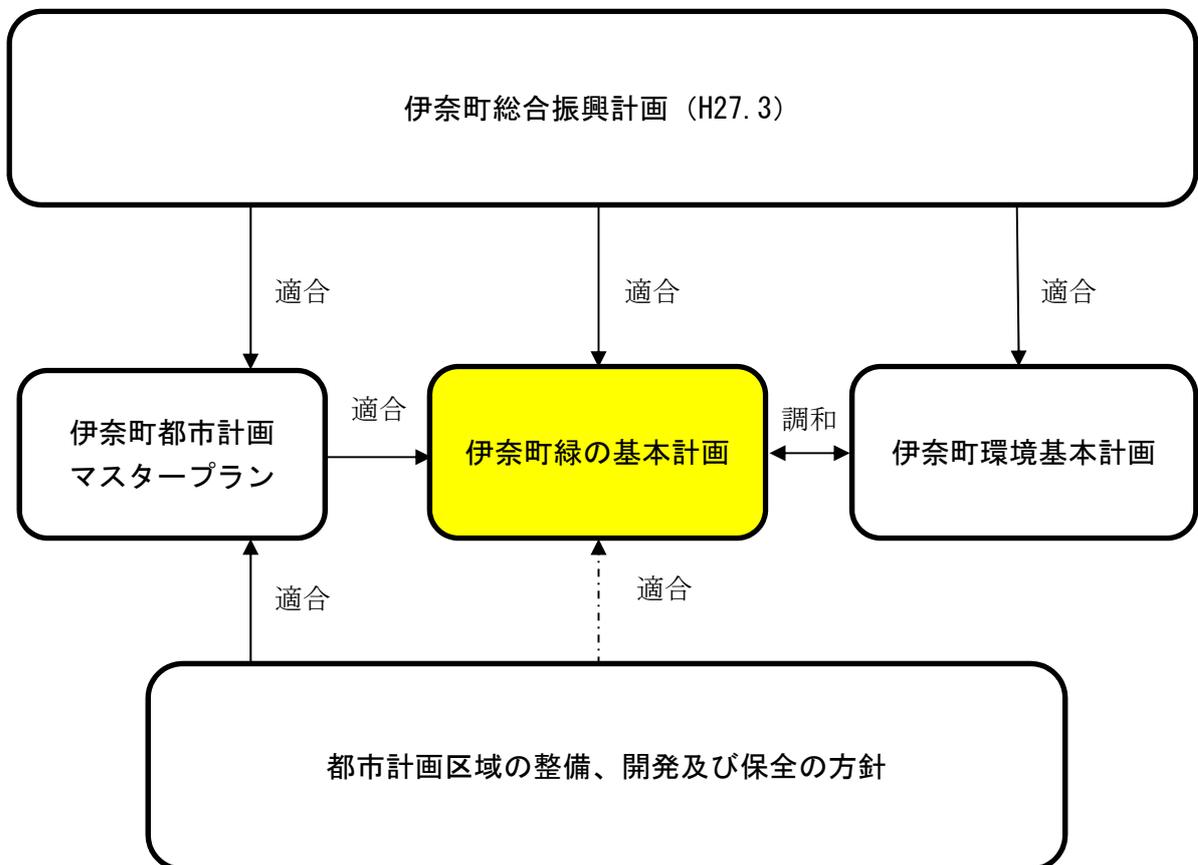
緑の基本計画の策定にあたっては、本町の総合振興計画に即するとともに、都市計画マスタープラン等の関連計画に適合する必要があります。

■緑の基本計画の特徴

- ①緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な基本計画
- ②緑地保全及び緑化の目標などを定める計画
- ③町民意見を取り入れ、公表する計画

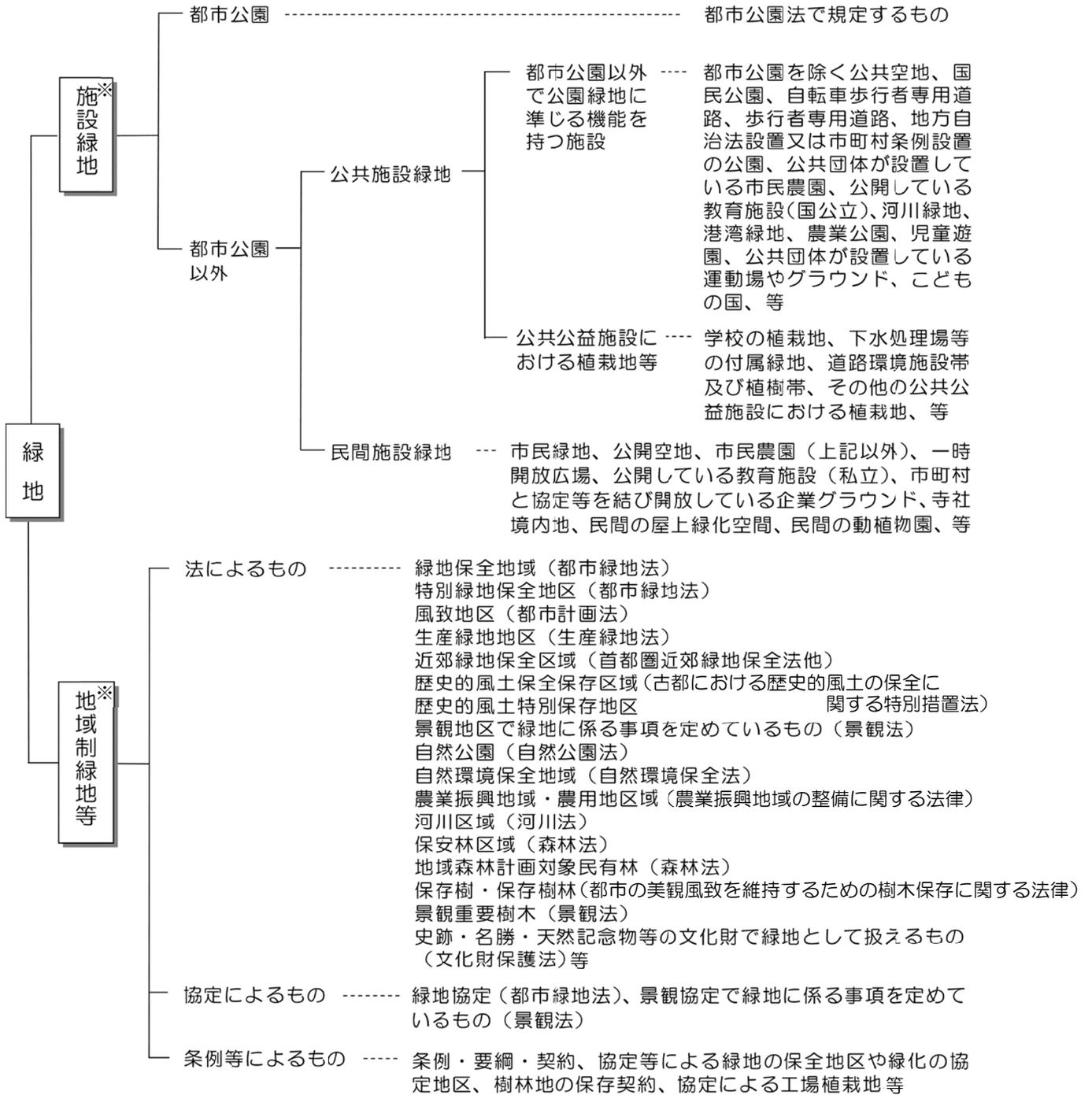
(2) 本計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のようになります。



(3) 緑地とは

本計画の対象となる「緑地」は、樹木や草花などの個々の植物のみでなく公園・広場、緑化された庭、樹林地、社寺林、農地のほか、河川などの水辺までの土地や空間を含むものです。緑地の分類は次のとおりです。



※施設緑地：大きく3つに区分され、都市公園法に基づく「都市公園」と都市公園を除く公共空地、学校の植栽地、緑地などの「公共施設緑地」、社寺境内や開放している企業グラウンドなどの「民間施設緑地」をいいます。

※地域制緑地等：一定の土地の区域に対して都市緑地法、景観法、森林法などの法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地をいいます。

2. 緑に対する社会的・時代的要請

(1) 背景

伊奈町では、平成10年3月に「伊奈町緑の基本計画」を策定し、これに基づき緑に関する施策を実施、展開してきました。しかし、計画策定後から20年近く経過し、その間、少子高齢化社会の到来、市街化の進展に伴う緑の減少、地球温暖化をはじめとする環境意識の高まり、災害に強いまちづくりへの一層の推進など、緑を取り巻く環境は大きく変化してきています。

平成27年3月に本町の総合振興計画が策定され、将来像である「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」の実現に向け、まちづくりの施策が示されました。

また、都市計画マスタープランも改訂し、都市の整備・維持や緑のあり方、良好な都市環境・景観形成の方針を示しています。

このような状況の変化に対応し、新たな緑の将来像を構築するため、現計画を改訂し、新たな「緑の基本計画」を策定するものです。

(2) 緑をめぐる社会的動向

平成16年6月に都市緑地法の改正などを含む「景観緑三法※」が成立し、都市における緑とオープンスペースに対する政策が重要な課題として位置づけられました。

平成19年には、国土交通省が『新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について』を策定し、今後の緑の施策に関する方向性が示されました。施策の推進にあたっては、「暮らし」「安全」「環境」「活力」の4分野に分け、次のような項目に着目することが必要であるとしています。また、平成24年7月には、「埼玉県広域緑地計画」が改定され、社会経済や環境状況等の変化に対応した県内の緑を守り育てるための指針が示されました。

※ 景観緑三法とは、景観法（平成16年法律110号）、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律111号）、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律109号）の3法の総称。

①暮らし

- ・緑豊かで安心できる美しい都市環境の形成
- ・高齢者・障害者をはじめ誰にとってもやさしい都市づくり
- ・良好な子育て環境の形成

②安全

- ・大規模災害時における広域・地域防災拠点、避難所・避難路、帰宅困難者対策
- ・都市の防災機能の向上

③環境

- ・自然生態系を保全し、遺伝子資源を守り、多様な生物との共生の基盤となる水と緑のネットワークの形成
- ・地球温暖化対策、ヒートアイランド対策

④活力

- ・観光・地域振興
- ・歴史的・文化的資源などの活用や良好な都市景観の形成
- ・芸術・文化の香り高いまちづくり

第1章 緑の将来像と目標

1.1 都市の現況

(1) 本町の位置と沿革

本町は、埼玉県の南東部、都心から40km圏内に位置し、東は蓮田市、西は上尾市、北は桶川市に隣接しています。町の東境には綾瀬川、西境には原市沼川が流れ、町域は東西2.5km、南北7.5kmに広がり、町域面積は1,479km²を有しています。

本町一帯は古くから農業が営まれ、江戸時代には関東郡代伊奈備前守忠次による勸業治水により水田地帯として開け始めました。昭和18年には小室村と小針村が合併して伊奈村となり、農村地帯として発展してきましたが、昭和40年以降住宅建設や企業進出が著しくなり、人口も急増、昭和45年に町制を施行し伊奈町が誕生しました。埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)の開通により、町へのアクセスが向上し、土地区画整理事業の施行により良好な環境の住宅が供給されたことに伴い人口は大きく増加し、平成22年国勢調査によれば人口増加率は県内で1位、全国でも5位となり、現在の人口は約4万4千人を超えています。

(2) 自然・地形の状況

本町の大半は大宮台地上にあり、町の東西及び南は、綾瀬川流域に沿う低地となっています。台地と低地の高低差は小さく、北から南に緩やかに傾斜しています。低地の大部分は水田として利用され、特に綾瀬川流域の水田の広がりには美しい田園風景を形成しています。台地上は、ナシやブドウなどに代表される果樹や野菜、植木類を中心とした農地として利用されています。また、アカマツ林やクヌギ・コナラ林などの平地林や屋敷林、社寺林などの緑も多く存在し、町全体に潤いを与えています。

(3) 市街地の状況

本町は、主に土地区画整理事業により街並みや基盤施設が整備された地区と計画的な基盤施設整備が必要な既成市街地があります。市街地を取り囲むように水田地帯や果樹園などの農地、平地林、屋敷林の緑が残る集落地が広がっています。

(4) 施設緑地の整備状況

平成27年における本町の施設緑地は、都市公園21.77ha、公共施設緑地56.43ha、民間施設緑地9.24haとなっています。

都市公園は、街区公園40箇所、近隣公園2箇所、総合公園1箇所が整備され、町民1人当たりの都市公園面積は、4.95m²となっています。

土地区画整理事業により多くの都市公園が整備され、現在整備を進めている近隣公園(1箇所)を含む基幹公園の整備がおおむね完成しています。

今後は、人口の変動は緩やかになり、この水準が確保されると予想されます。

(5) 地域制緑地の指定状況

地域制緑地は、森林法に基づく「森林整備計画対象民有林」が59.0ha指定され、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域農用地区域」が409.5ha指定されています。このほかに河川法に基づく河川区域として綾瀬川、原市沼川の2河川に合計15.1haが指定されています。また、埼玉県の緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの

森」に小室地内の樹林地が4.8ha指定されており、伊奈町緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「保存樹林」が8.0ha指定されています。

1.2 基本理念

近年、地球温暖化やエネルギー問題などにより環境への影響が大きく取り上げられ、都市における緑は、環境負荷の軽減や都市環境や景観形成に重要と位置づけられています。

また、幹線道路の緑化や市街地の緑化は災害時の火災延焼を抑制し、公園は災害時の避難所として利用されます。

緑は、環境の保全や防災に寄与するだけでなく、レクリエーションの場の提供、都市景観の向上を担っています。さらには、動植物の自然生態系の保全、大気の浄化や土壌の保全など環境負荷の軽減に役立っています。また、個々に存在する緑をネットワークすることでさらにその効果は増大し、緑の持つ価値を更に高めることができます。

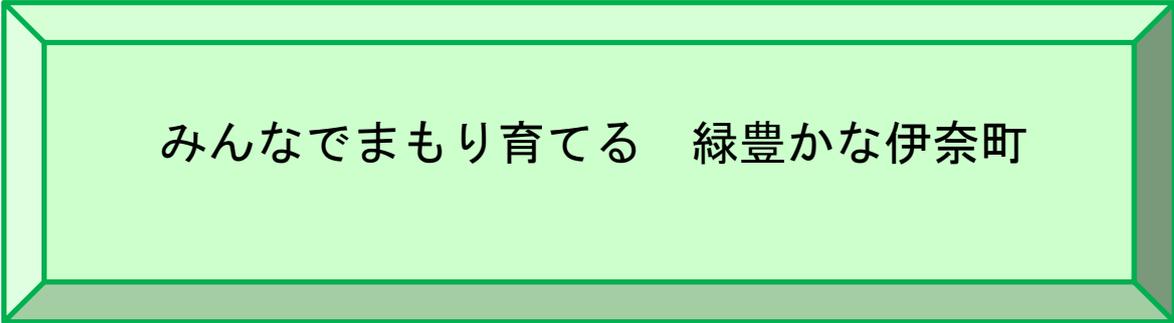
本町は、良好な田園地帯や果樹園などの農地及び平地林、屋敷林が多く存在し、町民意識調査の中でも、このような緑を活用したまちづくりを望む意見も多くみられました。

以上のような事柄を踏まえ、伊奈町のまちづくりにおいて、緑が町民生活や町のイメージ形成に重要な役割を担っていると考えられます。

緑の持つ機能や役割を再認識し、都市機能と自然が調和するまちづくりを進めていくため、緑を「まもる」「いかす」「つくる」「つなぐ」をキーワードに計画を策定し、推進していく必要があります。

1.3 緑の将来像

伊奈町総合振興計画では、町の将来像として「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」を掲げ、緑豊かな自然の中で、ゆとりと安らぎを楽しみ、地域の特色を活かした魅力と活力を高め、子どもから高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりを目指しています。そこで総合振興計画の将来像と本計画の基本理念を踏まえ、伊奈町が目指す緑の将来像を次のように設定します。



みんなでまもり育てる 緑豊かな伊奈町

1. 4 基本方針

本町には、まとまった平地林や屋敷林及び綾瀬川沿いの水田地帯など特徴ある緑が身近に存在し、「伊奈町らしい」緑として親しまれています。これらの緑を将来に継承していくため、緑の将来像をもとに、本町における緑地の保全、整備及び緑化等の基本方針を次のように設定します。

①伊奈町らしい緑をまもる

- ・農地の保全
- ・樹林地などの保全
- ・水辺の保全



②伊奈町らしい緑をいかす

- ・果樹園などの農地を活用する
- ・緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」を保全活動の拠点とする



③伊奈町らしい緑をつくる

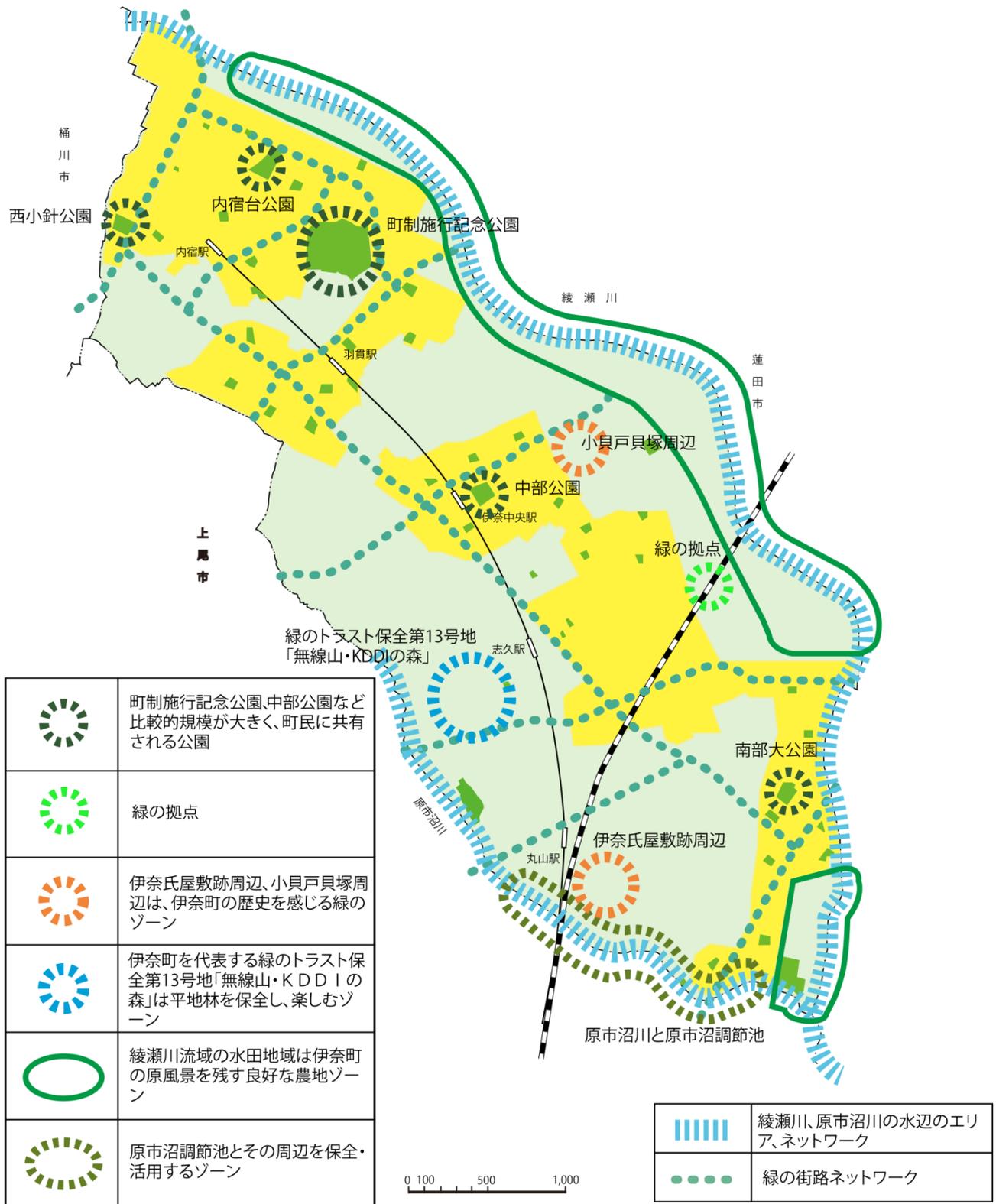
- ・身近な緑をつくる
- ・緑にふれる楽しい場をつくる
- ・ニューシャトル駅前に花の植栽をする



④伊奈町らしい緑でつなぐ

- ・人と緑をつなぐ
- ・普及・啓発活動

■緑の将来像



1. 5 施策の体系

基本理念及び基本方針を踏まえて、それらを達成する施策の体系を次のように設定します。

(1) 伊奈町らしい緑をまもる

①農地の保全

- ・綾瀬川流域の良好な水田地帯、果樹園などの農地の保全

②樹林地などの保全

- ・まとまりのある樹林地の保全
- ・点在する屋敷林や無線山桜並木の保全

③水辺の保全

- ・綾瀬川の水辺の保全
- ・原市沼川の水辺の保全

(2) 伊奈町らしい緑をいかす

①果樹園などの農地を活用する

- ・果樹園などの農地を活用して、人と農地のふれあいの場を提供する

②緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」を保全活動の拠点とする

- ・「無線山・KDDIの森」を町民が自然とふれあえる拠点とする

(3) 伊奈町らしい緑をつくる

①身近な緑をつくる

- ・公共施設の緑化
- ・民有地の緑化
- ・都市計画道路の緑化
- ・公園の緑化

②緑にふれる楽しい場をつくる

- ・緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」に自然とふれあいの場を創出する
- ・親水空間の整備

③ニューシャトル駅前に花の植栽をする

- ・各ニューシャトル駅前に、花を植栽する

(4) 伊奈町らしい緑でつなぐ

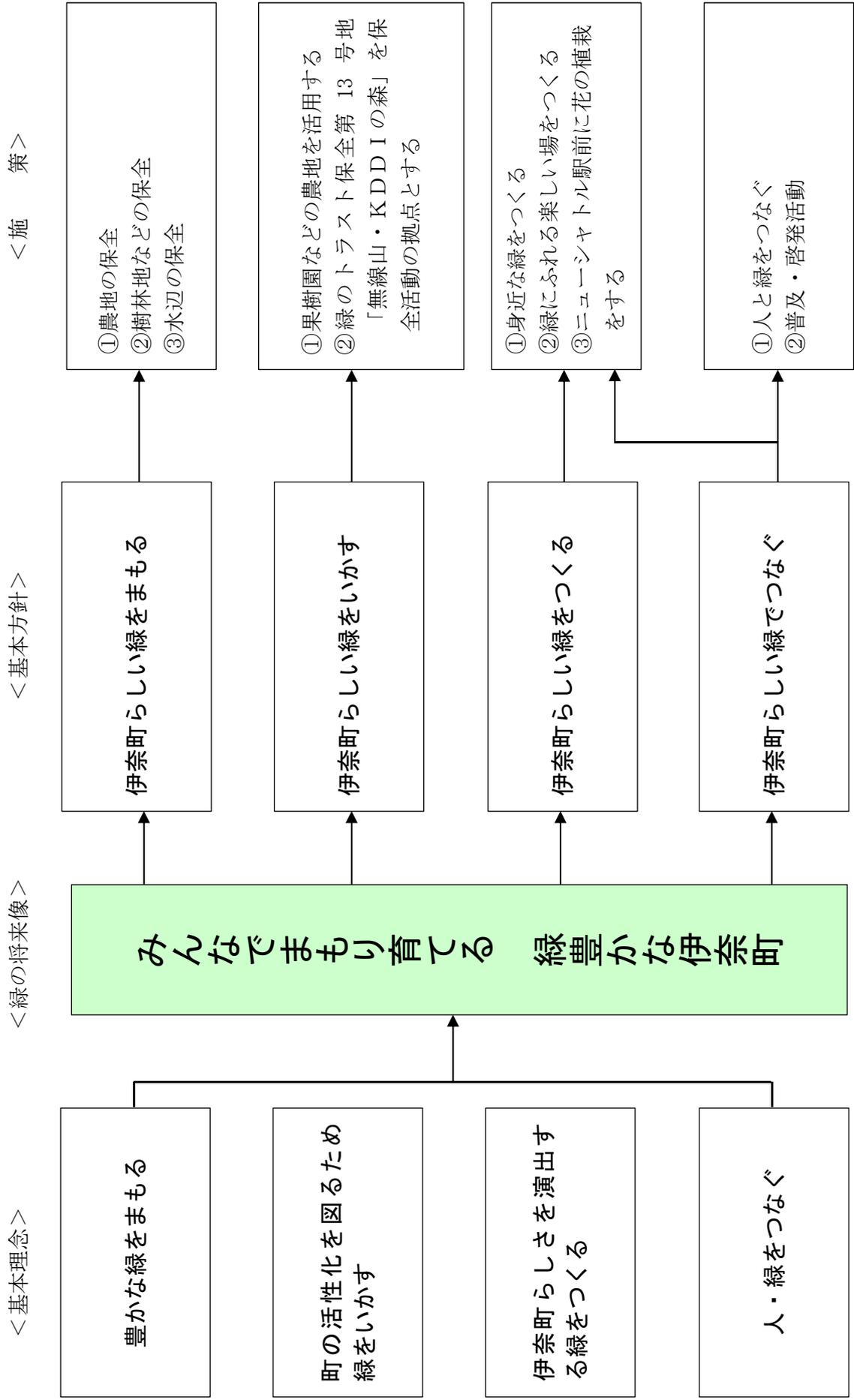
①人と緑をつなぐ

- ・緑のまちづくりの推進体制の確立
- ・民間団体の育成
- ・樹林などの保存への支援

②普及・啓発活動

- ・緑化意識の高揚
- ・花と緑の情報提供

■ 施策体系



第2章 緑地の保全及び緑化の目標

2.1 計画フレーム

計画の目標水準を設定するにあたり、将来人口、土地利用に関する将来フレームを次のように設定します。

①計画対象地域

都市計画区域名称	計画対象市町村名
上尾市都市計画区域の一部	伊奈町の全域 1,479ha

②人口の見通し

年次	平成22年	平成27年	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
人口	※1 42,494人	※2 44,088人	※3 47,066人	※3 48,348人

※1 国勢調査（平成22年10月1日現在）

※2 住民基本台帳（平成27年1月1日現在）

※3 平成37年と平成47年数値は伊奈町人口ビジョンによる推計値

③市街化区域の規模

年次	平成22年	平成27年	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
市街化区域 人口	32,619人	34,000人	37,300人	37,900人
市街化区域の 規模	569.3ha	569.3ha	569.3ha	569.3ha
人口密度	57人/ha	60人/ha	66人/ha	67人/ha

2.2 計画の目標水準

①緑地の確保目標水準

目標年次における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合 A		都市計画区域面積に対する割合 B	
	おおむね 309ha	51%	おおむね 588ha	40%

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接する周辺地域の緑地面積}^*}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接する周辺地域の緑地面積}^*}$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

*緑の視覚的影響範囲がおおむね 250m であることから、市街地境界から 250m の範囲に存在する緑地を対象に算出しました。

②都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成 22 年	平成 27 年	中間年次 (平成 37 年)	目標年次 (平成 47 年)
施設緑地	20.35 m ² /人	20.71 m ² /人	20.74 m ² /人	20.87 m ² /人
都市公園など	5.37 m ² /人	5.36 m ² /人	5.89 m ² /人	5.91 m ² /人

③都市緑化に対する都市全体の目標

・全体目標

今ある緑を守り、大きく育てるとともに、可能な限り緑化を進めることで緑の増加・維持を図ります。

【公共公益施設の緑化目標】

- ・公園等の適切な配置により緑の増加・維持に努めます。
- ・広幅員の都市計画道路などについては、緑化を進め、道路の緑の増加を図ります。
- ・公共公益施設を地域の緑の核として、全ての施設で緑化を推進します。

【民有地の緑化目標】

- ・町民や企業・団体と協力し、住宅の生け垣化やベランダの緑化、前庭緑化の推進と事業所の外周を緑化することで住宅地や民間施設の緑の増大を図ります。
- ・駅前周辺の商業地については、計画的な緑化を図るとともに、住居については生垣の推奨、庭の緑化、工場については壁面緑化等の推進を図り、街並みの修景や美化に努めます。

第3章 施策の内容

3. 1 伊奈町らしい緑をまもる

(1) 農地の保全

綾瀬川流域の水田地帯は、本町の田園風景を形成する良好な農地として保全を図ります。
また、本町の特産物として親しまれているナシやブドウなどの果樹園については、担い手育成などの支援を進めることにより農地を保全し、町の郷土景観の保全を図ります。

(2) 樹林地などの保全

「無線山・KDDIの森」を中心に台地上の一団の平地林の保全に努めます。

また、貴重な動植物が生殖する平地林などについては、生態系を保護し良好な環境維持に努めます。無線山桜並木については、適切な剪定や根の保護を行うなど樹勢の健全化に努めます。

本町の歴史をしのぶことのできる伊奈氏屋敷跡周辺や、一団となった樹林地については、保存樹林に指定するなど緑の保全を図ります。

(3) 水辺の保全

綾瀬川の水質の保全に努め、魚や鳥などの小動物が生息する環境を確保するとともに、町民が水辺で憩えるように努めます。また、川沿いの水田などの河川景観の保全を図ります。

原市沼調節池事業により創出された調節池の景観の整備を図ります。

3. 2 伊奈町らしい緑をいかす

(1) 果樹園などの農地を活用する

ナシやブドウなどの果樹園を保全し、耕作放棄地をレクリエーション農園へ転換するなど、農とふれあえる場を提供し、活用に努めます。

(2) 緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」を保全活動の拠点とする

「無線山・KDDIの森」を拠点として、伊奈氏屋敷跡周辺を経て原市沼調節池までの地域への緑のネットワーク化を図り、歩行者や自転車の通行環境を整備します。



◆伊奈町制施行記念公園の自然の池

3.3 伊奈町らしい緑をつくる

(1) 身近な緑をつくる

①公共施設の緑化

多くの町民が利用する町役場などの公共施設は、町民が季節を感じることでできる草花や紅葉する樹木などにより彩り豊かな緑化に努めます。

小中学校は、防災拠点であるとともに各地域の景観の創出に寄与しているため、全ての学校について緑化を推進します。また、学校施設の外周部は防災と景観形成の視点からも緑化を図ります。

②民有地の緑化

緑豊かな住宅地を創出するため、地区計画制度、建築協定、緑化協定などにより地域ぐるみで協力して緑化を推進します。

駅前周辺の商業地については、計画的な緑化を図るとともに、住居については庭の緑化、工場については壁面緑化等の推進を図り、街並みの修景や美化に努めます。

③都市計画道路の緑化

大気の浄化、騒音防止、延焼遮断機能の向上を目指し、避難路の緑道化を図るため、都市計画道路の植樹を進めます。

④公園の緑化

市街地内の都市公園に、ヒートアイランド現象抑制対策として、樹木の植栽及び芝生などの地被植物の植栽を推進します。

(2) 緑にふれる楽しい場をつくる

①緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」に自然とふれあいの場を創出する

伊奈町観光協会主催によるさくらまつり及びさいたま緑のトラスト協会との協力による各種イベントを実施していきます。

②親水空間の整備

綾瀬川、原市沼川の水辺を活用し、町民に快適な親水施設と動植物にやさしい環境形成に努めます。

(3) ニューシャトル駅前に花の植栽をする

各ニューシャトル駅前に花を植栽し、明るいイメージづくりを図ります。



◆伊奈町制施行記念公園のバラ園

3.4 伊奈町らしい緑でつなぐ

(1) 人と緑をつなぐ

緑のまちづくりを進めていくために町民、企業・団体、町が協働し、事業推進体制の確立を図ります。

町は各実施事業の共通コンセプトをもとに緑のまちづくりを推進できるよう緑化、緑の保全に対する合意形成を図り、横断的に事業を推進できるよう組織体制を確立します。町制施行記念公園を中心に伊奈町の花である「バラ」の品種を増やし、バラ園の施設を充実させていきます。そして、バラへの関心の高い方にバラ栽培ボランティアとして、バラ園の一部の管理を委任し、伊奈町の花の「バラ」を普及します。

また、身近な公園の花壇の管理や街路樹の管理などを行うボランティア団体の設立を支援します。

(2) 普及・啓発活動

緑のまちづくりに関する情報発信や、花や緑に親しむイベントなどを開催し、緑の普及や啓発に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

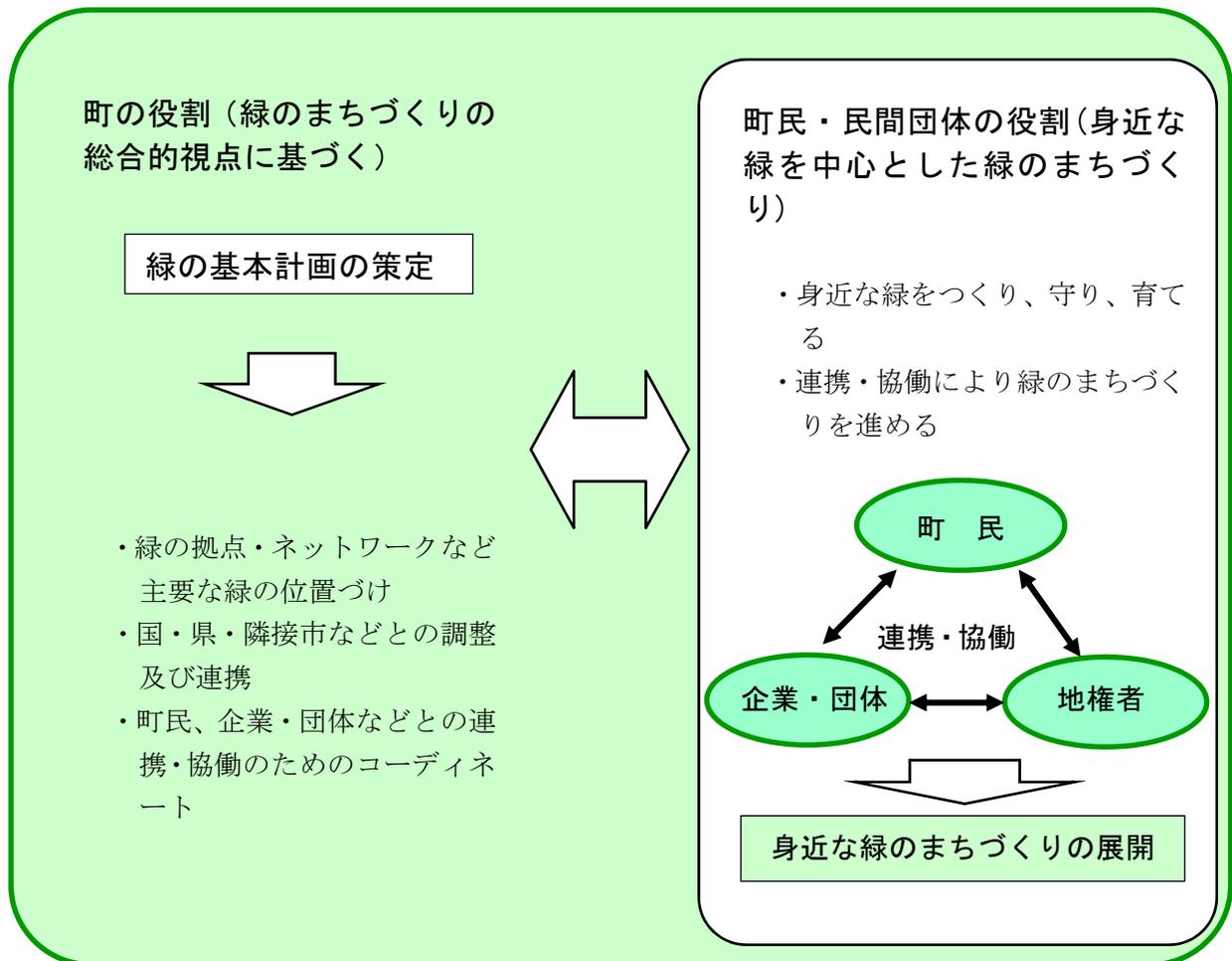
4. 1 計画推進に向けての役割分担

これまで緑のまちづくりは、町が中心となり、公園緑地の整備、保存樹林・公共施設の緑化などを実施してきました。

また、少子高齢化の進行、町民のニーズや価値観の多様化、行政財源の縮小化などが顕在化し、社会・経済環境が大きく変化してきています。このような状況下で持続可能なまちづくりを展開していくためには、これまでの町の役割を見直し、地域にかかわる様々な主体が、各々の役割分担をもとに課題に向き合っていくことが求められています。

本計画では、町の緑の現状や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえ、町民、企業・団体そして町がそれぞれの特性を活かし、連携と協働により緑のまちづくりに取り組んでいきます。

■役割分担のイメージ



4. 2 計画の進行管理のしくみと見直し

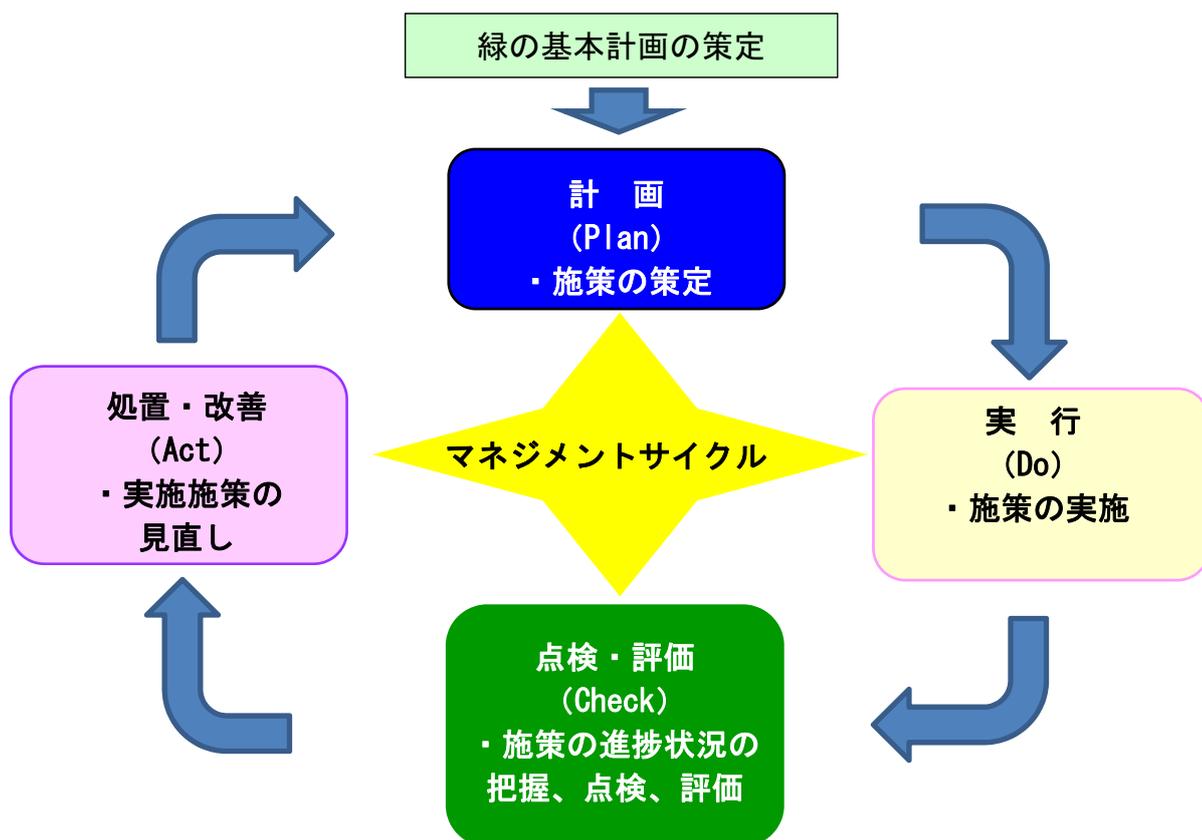
本計画に掲げる施策を推進するにあたっては、財源の確保は当然ながら実現の可能性や効果などを十分検討し優先順位を設定し、段階的に進めていくことが必要です。

伊奈町総合振興計画や都市計画マスタープランとの整合を図りながら、道路や河川などについては、県など関係機関や隣接市との連携を図りながら、将来像に掲げる緑豊かなまちづくりを目指していくことが必要です。

(1) 計画のマネジメント

効率的かつ効果的に実施し、本計画の掲げる緑の将来像を実現するために計画のマネジメントサイクルの確立を図ります。

マネジメントサイクルとは、現状を踏まえて基本方針、目標設定、施策の方針を策定し(Plan)、計画にもとづき公園整備や緑のネットワークづくりなど施策や事業を進め(Do)、計画の進捗状況や計画の前提となる各種条件を点検・検討し(Check)、やり方を改善し、計画を見直す(Act)、という計画実現のための仕組みのことです。



(2) 計画の進行管理方法

緑の基本計画の具体的な進行管理については、上位計画である総合振興計画や都市計画マスタープランとの整合性を図る必要があります。効率的・効果的に点検を行う必要があります。

計画策定後の中間年次(10年目)は、計画の進捗や上位計画との整合を踏まえて、計画の見直しを行います。

参 考 资 料

1. 施設緑地の整備目標及び配置方針

①都市公園

a. 住区基幹公園

整備目標	公園種別	平成 27 年		目標年次 (平成 47 年)	
	街区公園	40 箇所	9.52ha	40 箇所	9.52ha
	近隣公園	2 箇所	2.58ha	4 箇所	4.85ha
	地区公園	—	—	—	—
	計	42 箇所	12.10ha	44 箇所	14.37ha
配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中部公園の整備を推進する。 ・南部大公園を再整備し、近隣公園として位置づける。 				

b. 都市基幹公園

整備目標	公園種別	平成 27 年		目標年次 (平成 47 年)	
	総合公園	1 箇所	9.67ha	1 箇所	12.20ha
	計	1 箇所	9.67ha	1 箇所	12.20ha
配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町制施行記念公園の未開設部分 2.53ha の整備を図る。 				

②公共施設緑地

a. 都市公園以外の公園

整備目標	平成 27 年		目標年次 (平成 47 年)	
	配置方針	9 箇所	0.78ha	9 箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持を図る。 				

b. 公立学校

整備目標	平成 27 年		目標年次 (平成 47 年)	
	配置方針	8 箇所	24.61ha	8 箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持を図る。 				

c. 公共公益施設・医療福祉・教育文化施設など

整備目標	平成 27 年		目標年次 (平成 47 年)	
	配置方針	12 箇所	24.82ha	12 箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持を図る。 				

d. その他の施設

整備目標	平成 27 年		目標年次 (平成 47 年)	
	配置方針	5 箇所	7.22ha	5 箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の維持を図る。 				

e.市民緑地

整備目標	平成 27 年		目標年次（平成 47 年）	
	—	—	2 箇所	1.77ha
配置方針	・町内に残る 300 m ² 以上のまとまりのある平地林を市民緑地として保全と活用を図る。			

③民間施設緑地

a.社寺境内地

整備目標	平成 27 年		目標年次（平成 47 年）	
	11 箇所	5.74ha	11 箇所	5.74ha
配置方針	・現況量を確保し、現状維持を図る。			

b.レクリエーション農園

整備目標	平成 27 年		目標年次（平成 47 年）	
	50 箇所	3.5ha	60 箇所	4.0ha
配置方針	・町内の農地を活用し、レクリエーション農園を、北部・中部・南部にバランスよく配置し、整備を図る。			

2. 地域制緑地の設定目標量・方針及び保全の方針

①法によるもの

a.緑地保全地区

指定目標 ・指定方針	おおむねの位置	平成 27 年		目標年次（平成 47 年）	
	台地上の一団となった平地林	—	—	1 箇所	5.00ha
保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路の整備を図る。 ・自然観察に関するサインの整備を図る。 ・貴重種の分布地の保護を図る。 ・植生が破壊された場所への植生の復元を図る。 				

b.農業振興地域

指定目標 ・方針	名 称	平成 27 年	目標年次（平成 47 年）
	農業振興地域農用地区域	409.50ha	409.50ha
保全方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持と農業振興の推進を図る。 ・綾瀬川流域の水田地帯を優良農地として保全を図る。 ・農業技術の振興や後継者育成などの支援を図る。 		

c. 森林整備計画対象民有林

指定目標 ・方針	名 称		平成 27 年	目標年次（平成 47 年）
	森林整備計画対象民有林		59.00ha	59.00ha

d. 河川

指定目標 ・ 指定方針	名 称		平成 27 年	目標年次（平成 47 年）
	1	綾瀬川	6.38ha	6.38ha
	2	原市沼川	8.75ha	8.75ha
	計		15.13ha	15.13ha
保全方針	・水辺の緑道など空間の整備を図る。			

②条例及び協定によるもの

指定目標 ・指定方針	種別	現況（平成 27 年）		目標年次（平成 47 年）	
		箇所数	面積	箇所数	面積
	保存樹林	8	8.04ha	12	12.00ha
	緑の協定	2	2.66ha	2	2.66ha

	平成22年						平成27年						中間年次(平成37年)						目標年次(平成47年)																								
	将来市街地			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域			将来市街地			都市計画区域																					
	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人																			
	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)													
住区基幹公園	街区公園	36	9.12	2.76	37	9.25	2.20	39	9.39	2.76	40	9.52	2.16	39	9.39	2.54	40	9.52	2.03	39	9.39	2.47	40	9.52	1.98																		
	近隣公園	2	2.58	0.78	2	2.58	0.61	2	2.58	0.76	2	2.58	0.59	4	4.85	1.31	4	4.85	1.03	4	4.85	1.28	4	4.85	1.01																		
都市基幹公園	地区公園																																										
	総合公園				1	9.67	2.30				1	9.67	2.20				1	11.50	2.45				1	12.20	2.54																		
	運動公園																																										
	基幹公園 計	38	11.70	3.55	40	21.50	5.12	41	11.97	3.52	43	21.77	4.95	43	14.24	3.85	45	25.87	5.50	43	14.24	3.75	45	26.57	5.54																		
特殊公園	風致公園																																										
	動植物公園																																										
	歴史公園																																										
	墓園																																										
	その他																																										
	広場公園																																										
	広域公園																																										
	緩衝緑地																																										
	都市緑地	5	0.29	0.09	5	0.29	0.07	19	1.02	0.30	19	1.02	0.23	19	1.02	0.28	19	1.02	0.22	19	1.02	0.27	19	1.02	0.21																		
	緑道																																										
	都市林																																										
	国の設置によるもの																																										
	都市公園 計	43	11.99	3.63	45	21.79	5.19	60	12.99	3.82	62	22.79	5.18	62	15.26	4.12	64	26.89	5.72	62	15.26	4.02	64	27.59	5.75																		
	都市公園以外の公園	2	0.33	0.10	9	0.78	0.19	2	0.33	0.10	9	0.78	0.18	2	0.33	0.09	9	0.78	0.17	2	0.33	0.09	9	0.78	0.16																		
	その他公共施設緑地	12	25.16	7.62	24	50.98	12.14	12	25.16	7.40	25	55.65	12.65	12	25.16	6.80	25	57.65	12.27	12	25.16	6.62	27	59.42	12.38																		
	公共施設緑地 計	14	25.49	7.72	33	51.76	12.32	14	25.49	7.50	34	56.43	12.83	14	25.49	6.89	34	58.43	12.43	14	25.49	6.71	36	60.20	12.54																		
	都市公園等 合計	45	12.32		54	22.57		62	13.32		71	23.57	5.36	64	15.59	4.21	73	27.67	5.89	64	15.59	4.10	73	28.37	5.91																		
	民間施設緑地	5	2.75	0.83	63	11.9	2.83	5	2.75	0.81	63	11.9	2.70	5	2.75	0.74	68	12.15	2.59	5	2.75	0.72	73	12.40	2.58																		
	施設緑地 計	62	40.23	12.19	141	85.45	20.35	79	41.23	12.13	159	91.12	20.71	81	43.50	11.76	166	97.47	20.74	81	43.50	11.45	173	100.19	20.87																		
地域制緑地	緑地保全地区																5.00	1.06						5.00	1.04																		
	風致地区																																										
	生産緑地地区																																										
	その他法によるもの				483.63	115.15					483.63	109.92					483.63	102.90					483.63	100.76																			
	法によるもの 計				483.63	115.15					483.63	109.92					488.63	103.96					488.63	101.80																			
	条例等によるもの				6	8.00	1.90				8	8.00	1.82				10	10.00	2.13				12	12.00	2.50																		
	小 計	0	0.00	0.00	6	491.63	117.05	0	0	0.00	8	491.63	111.73	0	0	0.00	10	498.63	106.09	0	0	0.00	12	500.63	104.30																		
地域制緑地間の重複				8.00	1.90					8.00	1.82					15.00	3.19					17.00	3.54																				
	地域制緑地 計	0	0.00	0.00	6	483.63	115.15	0	0	0.00	8	483.63	109.92	0	0	0.00	10	483.63	102.90	0	0	0.00	12	483.63	100.76																		
	施設・緑地間の重複																																										
	緑地 総 計	62	40.23	12.19	147	569.08	135.50	79	41.23	12.13	167	574.75	130.63	81	43.50	11.76	176	581.10	123.64	81	43.50	11.45	185	583.82	121.63																		
人 口	市街化区域人口	33 千人						将来市街化区域人口						34 千人						将来市街化区域人口						37 千人						将来市街化区域人口						38 千人					
	都市計画区域人口	42 千人						将来都市計画区域人口						44 千人						将来都市計画区域人口						47 千人						将来都市計画区域人口						48 千人					
面 積	市街化区域面積	569 ha						将来市街化区域面積						569 ha						将来市街化区域面積						569 ha						将来市街化区域面積						569 ha					
	都市計画区域面積	1,479 ha						将来都市計画区域面積						1,479 ha						将来都市計画区域面積						1,479 ha						将来都市計画区域面積						1,479 ha					
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合	7.1 %						将来市街化区域面積に対する割合						7.2 %						将来市街化区域面積に対する割合						7.6 %						将来市街化区域面積に対する割合						7.6 %					
	都市計画区域面積に対する割合	38.5 %						将来都市計画区域面積に対する割合						38.9 %						将来都市計画区域面積に対する割合						39.3 %						将来都市計画区域面積に対する割合						39.5 %					
公園緑地等の目標水準 (住民1人当たり面積)	都市公園	5.19 m ² /人						都市公園						5.18 m ² /人						都市公園						5.72 m ² /人						都市公園						5.75 m ² /人					
	都市公園等	5.37 m ² /人						都市公園等						5.36 m ² /人						都市公園等						5.89 m ² /人						都市公園等						5.91 m ² /人					